

倉吉版 GoTo 商店街支援事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、市が倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第12号）及び倉吉版 GoTo 商店街支援事業費補助金交付要綱（令和3年7月1日倉吉市生活産業部長決裁。以下「要綱」という。）の交付決定を行うにあたり、倉吉版 GoTo 商店街支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付申請の適正かつ公平な審査を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(審査方法)

第2条 交付申請の審査は、書類審査とし、補助金の交付申請書を受理した順にこれを行うものとする。

2 前項の審査の方法は、受理した交付申請書及び添付書類に基づき、次条各号に規定する審査項目を全て評価し、補助事業として妥当と認める場合は、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(審査項目)

第3条 審査項目及び評価の視点は、次のとおりとする。

- (1) 目的及び内容の妥当性 次の全ての項目を満たすものであること。
 - ア 補助事業の実施時期、方法、内容等が補助事業の目的の達成に適していること。
 - イ 補助事業の内容が特定の者への直接的な利益に繋がるものでないこと。
 - ウ 幅広く市民等の参加が可能な事業であること。
- (2) 補助事業の安全性
 - ア 新型コロナウイルス感染症の感染予防のための必要な対策その他主催者、参加者等の安全性を確保する対策がなされていること。
- (3) 要綱の適合性
 - ア 補助事業者、補助事業及び補助対象経費が要綱に定める要件に適していること。

(記録)

第4条 市は、第2条第1項の審査の結果について、審査項目ごとに評価の根拠となった意見等を審査票（別記様式）に記録し、保管するものとする。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

